

防衛省による自民党外交・国防合同部会への説明拒否に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年四月八日

佐藤 正久

参議院議長 江田 五月殿

防衛省による自民党外交・国防合同部会への説明拒否に関する質問主意書

本年四月一日、自民党外交・国防合同部会において、米軍普天間飛行場移設問題に関し、過去、自公政権
当時に移設先として検討されたキャンプ・シュワブ陸上案などが決定に至らなかつた経過説明を防衛省に求
めた。しかし同省はこれを拒否した。

その際、防衛省の日米防衛協力課長は「地元や米国との調整に影響が出る。防衛大臣ら政務三役の指示
だ」と説明拒否の理由を述べた。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 今回、わが党が要求した説明はあくまでも過去の検討経過及び結果であり、何故、経過説明を拒否した
のか。

二 席上、防衛省の日米防衛協力課長は「地元や米国との調整に影響が出る」としたが、何故、過去の検討
経過及び結果を検証することが今後の調整に影響が出るのか。

三 過去の検討経過及び結果を検証することが今後の調整に影響が出るとの発言にかんがみれば、過去に移
設先として不適合とされた候補地が再び検討されていると考えざるを得ないが、それに相違ないか。

四 席上、防衛省の日米防衛協力課長は「防衛大臣ら政務三役の指示」としたが、これは事実か。

五 当該説明拒否はこれまで政府や民主党が主唱してきた情報開示の精神と全く相容れないものと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。